

○肱川流域（水防災）緊急対応タイムラインに基づく連携に関する協定

大洲市（以下「甲」という。）、西予市（以下「乙」という。）、愛媛県南予地方局大洲土木事務所（以下「丙」という。）、愛媛県南予地方局西予土木事務所（以下「丁」という。）、四国地方整備局大洲河川国道事務所（以下「戊」という。）、四国地方整備局肱川緊急治水対策河川事務所（以下「己」という。）、四国地方整備局山鳥坂ダム工事事務所（以下「庚」という。）、四国地方整備局肱川ダム統合管理事務所（以下「辛」という。）及び松山地方气象台（以下「壬」という。）は、肱川流域（水防災）緊急対応タイムライン（以下「タイムライン」という。）の円滑な運用に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、タイムラインが「策定する、使う、振り返る、改善する」のPDCAサイクルに基づき、タイムラインの運用などについてその基本的な考え方を参加機関が共有し、的確な判断や防災行動の実現によって人的被害ゼロを目指すために策定されたタイムラインに係る連携について確認することを目的とする。

（タイムラインに係る連携内容）

第2条 甲及び乙は、タイムラインの円滑な実施のために必要な助言等が得られるよう事前防災の実施状況、浸水被害の発生情報等を丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬に情報提供するものとする。丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬は、甲及び乙が事前防災行動を迅速かつ的確に行えるよう、気象や河川、ダム、道路に関する情報等を甲及び乙に提供する。これらの内容は、以下のとおりとする。

（1）甲及び乙による事前防災行動の実施状況、浸水被害等の発生状況及び住民の避難行動等に関する情報提供

（2）丙及び丁による肱川等の県管理区間における水位等の情報提供

（3）戊、己、庚及び辛による肱川等の国管理区間における水位予測等の情報提供

（4）辛による野村ダム及び鹿野川ダムの予測等の情報提供

（5）丙、丁、戊、己、庚及び辛によるそれぞれの管理施設に関する状況等の情報提供

（6）壬による気象に関する予測等の情報提供

（タイムラインの連携の開始時期）

第3条 タイムラインに係る連携を開始する時期は、以下のとおりとする。

（1）別に定めるタイムライン運用会議メンバーが肱川流域における甲及び乙の区域で、台風等により風水害が発生するおそれが高いと判断したとき。

（2）甲及び乙から要請があったとき。

（平素の連携）

第4条 甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬は、必要に応じて相互に情報提供等について連携するものとする。

2 丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬は、必要に応じて甲及び乙が実施する自治体タイムラインの変更・更新、演習、防災訓練及び防災に関する資料の整備等について連携するものとする。

（その他）

第5条 本協定に関する疑義又は定めのない事項、内容の変更については、その都度、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛及び壬が協議するものとする。

令和2年6月5日

甲 大洲市長
乙 西予市長
丙 愛媛県南予地方局 大洲土木事務所長
丁 愛媛県南予地方局 西予土木事務所長
戊 四国地方整備局 大洲河川国道事務所長
己 四国地方整備局 肱川緊急治水対策河川事務所長
庚 四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所長
辛 四国地方整備局 肱川ダム統合管理事務所長
壬 松山地方气象台長